

杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例（平成29年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(助言又はあっせんの申立て)

第3条 助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、条例第17条第1項又は第2項の規定により、助言（あっせん）申立書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、助言（あっせん）申立書の提出が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(会議)

第4条 杵築市障がい者差別等事案解決委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、差別等事案の議事に関して、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録の調製)

第6条 委員長は、会議を開催したときは、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の概要その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 会議録には、委員長及び委員長の指名した出席委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第7条 杵築市障がい者差別等事案解決委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、杵築市障がい者差別等事案解決委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

助言（あっせん）申立書

年 月 日

杵築市長 様

申立者 住 所
氏 名
電話番号
当事者との関係

下記の差別等事案を解決するために必要ですので、杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例第17条第1項（第2項）の規定により、助言（あっせん）を行うよう申し立てします。

記

当事者	差別（虐待）を受けたとされる者	住 所	
		氏 名	
	差別（虐待）をしたとされる者	住 所	
		氏 名	
差別（虐待）に該当すると思われる事案の概要			
申立ての原因となる事実のあった日			

<p>必要な助言（あつせん）の内容</p>	
<p>その他参考となる事項</p>	